

# 財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 武蔵村山市

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
11,409	798	569	12,776

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	23,337	21,663	1,674	622	286	12,387	
都市核地区土地区画 整理事業特別会計	103	103	0	0	0	0	
一般会計等	23,441	21,766	1,674	622		12,387	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
国民健康保険事業特別会計	8,036	7,932	104	104	764	-	-	
介護保険特別会計	3,265	3,090	175	174	621	-	-	
老人保健特別会計	353	351	2	2	28	-	-	
後期高齢者医療特別会計	648	635	12	12	353	-	-	
下水道事業特別会計	1,870	1,836	33	33	409	5,135	2,208	
都市核地区土地区画 整理事業特別会計	274	273	1	0	280	1,409	1,386	
公営企業会計等計				325		6,544	3,594	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。  
4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
東京都後期高齢者医療広域連合 (一般会計)	4,849	4,638	211	211	39	-	-	
東京都後期高齢者医療広域連合 (後期高齢者医療事業会計)	787,516	765,712	21,805	21,805	4,918	-	-	
東京たま広域資源循環組合	11,945	11,715	230	230	1,127	23,975	456	
瑞穂斎場組合	439	409	29	29	-	1,739	323	
昭和病院組合	13,784	15,182	△1,398	5,506	-	8,774	316	法適用
湖南衛生組合	214	185	29	29	84	-	-	
東京市町村総合事務組合 (一般会計)	1,118	1,068	50	50	28	-	-	
東京市町村総合事務組合 (交通災害共済事業特別会計)	545	424	122	122	70	-	-	
東京都市町村職員 退職手当組合	9,121	8,643	478	478	908	-	-	
小平・村山・大和衛生組合	1,753	1,707	46	46	-	850	184	
東京都市収益事業組合	78	71	7	7	-	-	-	
東京都市町村議会議員 公務災害補償等組合	7	4	2	2	-	-	-	
一部事務組合等計				28,515		35,338	1,279	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に係る債務残高	当該団体からの 損失補償に係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
武蔵村山市土地開発公社	1	20	5	0	234	-	-	0	
地方公社・第三セクター等計			5	0	234	-	-	0	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	1,142	1,103	△ 39
減債基金	-	-	-
その他充当可能基金	5,519	5,613	94
充当可能基金計	6,661	6,716	55

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	5.61	4.86	△ 0.75	△ 12.97	△ 20.00	下水道事業特別会計	-	-	-
連結実質赤字比率	10.55	7.42	△ 3.13	△ 17.97	△ 40.00	都市核地区土地区画整理事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	1.6	1.0	△ 0.6	25.0	35.0				
将来負担比率	-	-	-	350.0					
財政力指数	0.84	0.87	0.03						
経常収支比率	95.7	99.2	3.5						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△)で表示している。  
2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。  
4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。